

埼玉県流域下水道事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 埼玉県は、地方公営企業法（昭和27年8月1日、法律第292号）第17条の3の規定により、埼玉県流域下水道事業に対し、経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

- 第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。
- (1) 流域下水道の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金、流域関係市町村からの建設費負担金及び建設改良費に充てるための下水道事業債の起債額を控除した額。
ただし、建設改良費に係る(4)、(7)及び(8)に規定する額を除く。
 - (2) 建設改良費又は企業債償還金に充てるための下水道事業債に係る資本費（支払利息及び減価償却費等）から流域関係市町等が負担する資本費を控除した額。
ただし、資本費平準化債及び借換債の起債額を除く。
 - (3) 高度処理（不老川水質環境保全対策事業含む）に要する資本費及び維持管理費の2分の1に相当する額。
 - (4) 次に掲げる児童手当の給付に要する経費の合計額
 - ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3
 - イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費
 - (5) 公衆浴場（物価統制令等の規定に基づき入浴料金が定められているもの）からの排水量の30%に係る維持管理負担金に相当する額
 - (6) 知事の権限に属する事務の補助に要する額（人件費含む）
 - (7) 基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）
 - (8) 流域下水道事業が所有する施設の戦略的な維持管理・更新等の推進のために一般会計が受け入れた地域再生法第13条の3に規定する寄附金（地方創生応援税制）による寄附額に相当する額。

(補助金額の確定)

- 第3条 補助金の金額は、事業年度末までに確定する。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その申請は、

原則として毎事業年度3月27日までに行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(報告書の様式)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第7条 埼玉県流域下水道事業会計への補助金の交付は、第3条の額の確定がなされるまでは、流域下水道事業会計の資金収支状況に応じて支出する。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月6日から施行する。

第2条(4)について、令和6年9月分以前の児童手当の給付に要する経費は、従前の例による。